# 第 3 期清水町地球温暖化対策実行計画

【事務・事業編】

令和 6(2024)年度~令和 12(2030)年度



# ZERO CARBON HOKKAIDO Tokachi SHIMIZU

令和 6(2024)年 3 月

清 水 町

# 目次

1.	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
2.	計画期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
3.	計画の対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
4.	温室効果ガス排出量の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
	4.1 排出量全体の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
	4.2 各施設の排出量の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4ページ
5.	温室効果ガスの排出削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7ページ
	5.1 目標設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7ページ
6.	温室効果ガスの排出削減に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8ページ
7.	進捗管理体制と進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9ページ
	7.1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9ページ
	7.2 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7.3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9ページ

## 1. 計画策定の背景

我が国では、国、地方公共団体、事業者及び国民など、全ての者が自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むことが重要であることに鑑み、平成 11(1999)年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)が施行され、地方公共団体に対して、事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制等の対策に関する計画策定が義務付けられました。

そこで、本町では平成20(2008)年3月に「清水町地球温暖化対策実行計画」を策定以降、 平成26(2014)年3月に「第2期清水町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町の事務事業 に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けた取り組みをしてきました。

こうした中、国においては、令和 2(2020)年 10 月 26 日に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」こととされ、本町においても令和 3(2021)年 10 月 1 日に「ミライに繋ぐ"ゼロカーボンとかち清水"」を宣言しました。

さらに国では、令和 3(2021)年 10 月に「地球温暖化対策計画」が策定され、令和 12(2030)年度において、平成 25(2013)年度比で温室効果ガスを 46%削減することを目指すこと、そして、50%削減の高みに向けて挑戦を続けていくことが示されるなど、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような背景を踏まえて、「第3期清水町地球温暖化対策実行計画【事務・事業編】」(以下、「本計画」という。)では、第6期清水町総合計画(2021年~2030年)との整合性も踏まえ、脱炭素社会の構築に向け国が掲げた中間目標年度である令和12(2030)年度までの計画期間における本町の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組を定めます。

# 2. 計画期間及び基準年度

本計画は、平成 24(2012)年度を基準年度とし、計画期間は令和 6(2024)年度から令和 12(2030)年度までの7年間とします。

# 3. 計画の対象施設

本計画の対象は、役場庁舎のほか、小・中学校、体育施設、文化施設等の町(教育委員会を 含む。以下「町」という。)が所有し、管理する公共施設及び公用車並びに町が行うすべての 事務・事業とします。

表 1 計画の対象施設

担当課等	施設名等			
総務課	役場庁舎			
町民生活課	地域集会所、清掃センター、葬斎場、公衆トイレ、公衆浴場			
保健福祉課	福祉館、川東ゲートボール場、保健福祉センター、老人福祉センター			
子育て支援課	こども園、児童館(学童クラブ)			
農林課	町営育成牧場、畜産研修センター			
建設課	は課 車両センター、地下歩道、清水公園、下佐幌運動公園、剣山登山小屋、御			
	影公園、公園管理詰所			
水道課	第一浄水場、第二浄水場、終末処理場、御影浄水場、集落排水処理場、美			
	蔓浄水場、下美蔓浄水場、熊牛浄水場、円山調整池、石山調整池			
御影支所	支所、御影公民館、農村環境改善センター、世代間交流センター			
学校教育課	小学校、中学校、給食センター、清水小学校プール、御影小学校プール			
社会教育課	体育館、農業研修会館、柔道場、有明公園多目的広場、図書館、文化会館			
	(中央公民館)、きたくま文化蔵、少年自然の家、剣の郷創造館、御影公園			
	多目的広場、アイスアリーナ			
総務課(消防)	清水消防署、御影分遣所			

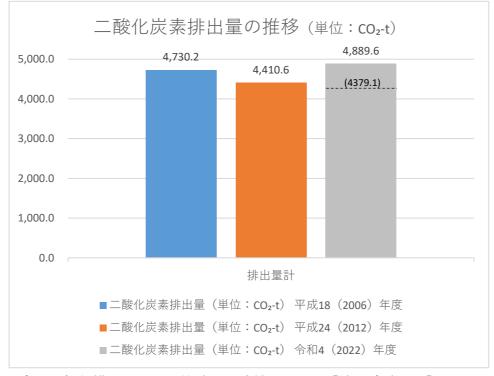
## 4. 温室効果ガス排出量の現状

#### 1 排出量全体の現状

町の公共施設における二酸化炭素排出量は、全体で 4,889.6t-CO2で、前計画の基準年度である平成 18 年度と比較して 159.4t-CO2増加しています。また、本計画の基準年度である平成 24 年度と比較して 479.0t-CO2増加しています。これは、前計画策定時において、一部事務組合である清水消防署、及び指定管理者による管理をしているアイスアリーナを対象外としたことが要因と思われますが、今回の計画ではこれらの施設も含めて、町内公共施設全体の温室効果ガス削減に取り組むため、排出量などの数値についても含めて記載しています。

#### ●町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量

調査項目	二酸化炭素排出量(単位:t-CO <sub>2</sub> )			
	平成 18(2006)年度	平成 24(2012)年度	令和 4(2022)年度	
ガソリン	56.4	46.3	36.2	
灯油	386.1	319.7	523.1	
軽油	335.6	138.8	175.4	
A 重油	1,907.1	1,890.8	1,683.7	
液化石油ガス	20.9	16.5	12.3	
電気	2,024.1	1,998.5	2,458.9	
排出量計	4,730.2	4,410.6	4,889.6	

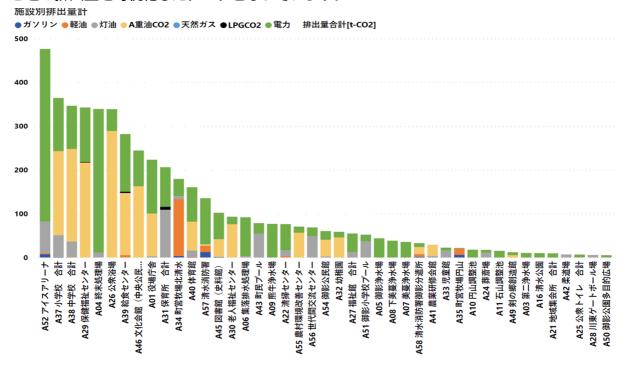


※令和 4(2022)年排出量から、前計画で除外している「清水消防署」「アイスアリーナ」の二酸化炭素排出量を除くと 4379.1 t-CO2となり、平成 24 (2011) 年との比較で 31.5 t-CO2減少していることになる。

#### 2 各施設の排出量の現状

町の公共施設全体から排出される CO2を、Flow 自治体 BI サービスにより可視化したデータを次のとおり記載しています。

CO2排出量の多い施設を左から順に記載し、さらに、排出種類を色別に記載し、排出種類 ごとの排出量を可視化したデータとなっています。



次に、排出量上位施設における月ごとの排出量を分析した可視化データを掲載しています。 【アイスアリーナ】

令和 4 年度の CO<sub>2</sub>排出量は 476.4t-CO<sub>2</sub>。そのうち電力が占める割合は 82.7%となっている。夏季開館に伴い電力消費量が増加し、冬季にかけて電力使用量は減少していくが代わりに灯油使用量が増加している。



### 【小学校 合計】

清水小学校と御影小学校の数値を合算して掲載している。令和4年度の CO2排出量は 364.6t-CO2。電力消費量は年間を通して大幅な増減はないが、11 月以降の冬期間において重油使用量が増加し、CO2排出量における A 重油が占める割合は 52.6%となっている。



#### 【中学校 合計】

清水中学校と御影中学校の数値を合算して掲載している。令和4年度の CO2排出量は346.6t-CO2。小学校同様、電力消費量は年間を通して大幅な増減はないが、11 月以降の冬期間において重油使用量が増加し、CO2排出量における A 重油が占める割合は61.0%となっている。



#### 【保健福祉センター】

令和4年度のCO2排出量は342.8t-CO2。電力消費量は年間を通して大幅な増減はないが、 冷暖房の燃料が A 重油であることから、CO2排出量における A 重油が占める割合は63.2% となっている。



#### 【終末処理場】

令和 4 年度の CO<sub>2</sub>排出量は 339.4t-CO<sub>2</sub>。施設で使用する燃料のほとんどを電力が占めており、CO<sub>2</sub>排出量の 96.7%となっている。



# 5. 温室効果ガスの排出削減目標

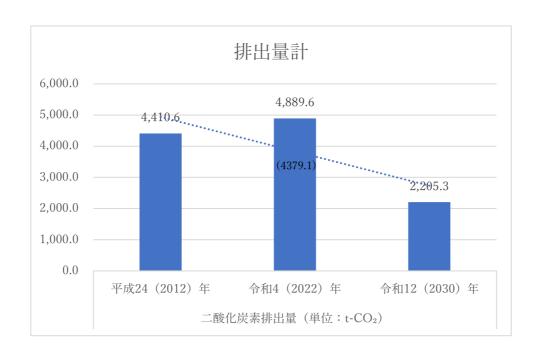
#### 1 目標設定の考え方

国は地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出の目標を、令和 12(2030)年度までに基準年度の平成 25(2013)年度に比べて 46%としています。令和 5 年 8 月に策定した「清水町地域再生可能エネルギー導入戦略」では、この上をいく 50%の削減を目指すとしていることから、本計画の基準年度である平成 24(2012)年度比で 50%の削減を目指します。

#### 【目標値の算出】

- ○令和 12(2030)年度 二酸化炭素削減目標基準年度 平成 24(2012)年度より 50%削減4,410.6CO₂-t/年×50%=2,205.3 CO₂-t/年の削減
- ○直近、令和 4 年(2022)度との比較 令和 4 年(2022)度 CO<sub>2</sub>排出量 4,889.6 CO<sub>2</sub>-t/年-2,205.3 CO<sub>2</sub>-t/年 =**2,684.3 CO<sub>2</sub>-t/年の削減**

令和 4 年度比 削減率 54.9%



## 6. 温室効果ガスの排出削減に向けた取組

町の公共施設における CO2削減に向けて、再生可能エネルギーの推進など積極的な施策を 展開します。

- 1 再生可能エネルギーなどの活用
  - ・新設する公共施設においては、可能な限り太陽光発電システムを導入
  - ・既存の公共施設においては、余剰地、未利用地の活用、施設の耐震性等を踏まえ、太陽 光発電システムの導入
- 2 省エネルギーに向けた取組
  - ・新設及び改修する公共施設の照明設備については LED 照明を導入
- 3 公用車における燃料使用量の削減
  - ・特殊自動車及び貨物自動車(軽貨物を含む)を除く一般公用車の新規導入及び更新については、電動車※1を導入
    - ※1 電動車とは電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車をさします。
  - ・エコドライブの実施
  - ・無駄なアイドリング防止
- 4 職員が取り組む対策
  - ・不使用機器の電源オフ
  - ・照明機器のこまめな消灯
  - ・年間を通した働きやすい服装(クールビズ×ウォームビズ)を励行し、冷暖房の過度な 使用を控える
  - ・室温を夏季は28℃、冬季は20℃を目安とし冷暖房機器の適正運転を行う。
  - ・エレベーターの利用自粛(重いものを運ぶなど、やむを得ない場合を除く)
  - ・支障のないものは、ミスコピー用紙や片面使用用紙の裏面を活用
  - ・紙資源の削減のためタブレット端末等を導入し、資料の電子化によるペーパーレスを 推進する。

## 7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

#### 1 推進体制

本計画を効果的に推進するため、「清水町ゼロカーボン庁内推進本部」において定期的な進捗状況のチェック及び評価を行います。

#### 2 進捗管理

エネルギー使用量等の実績や取り組み状況等を定期的に調査・把握し町ホームページ で公表します。

#### 3 計画の見直し

温室効果ガスの排出量や取り組み状況等を踏まえ、また、国や道の方針等を考慮しながら、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

第3期清水町地球温暖化対策実行計画(事務・事業編) 2024年3月発行

編集・発行 北海道清水町 総務課

所 在 地 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地

電 話 0156-62-2111